明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務**二六）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三一七）　一

○クラスター弾に関する条約のマダガスカル共和国による批准に関する件（**外務**二一九）　二

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**九八二）　六

○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（**同**九八三）　六

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**六四六）　六

○道路に関する件（**中部地方整備局**六六、六七）　六

○都市公園の供用を開始する件（**近畿地方整備局**一三二）　六

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　六

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）　六

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について（農林水産省）　六

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について（経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁）　六

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　六

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七

平成二十九年度特定侵害訴訟代理業務試験公告（工業所有権審議会）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

保険業法に基づく供託金、財団、公示送達、鉱業法第一四二条の規定関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係　八

会社その他　九

省令

○**法務省令第二十六号**

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十三日

法務大臣　金田　勝年

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提供する情報の範囲） **第一条**　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　地図、建物所在図、地図に準ずる図面及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十一条第一項に規定する図面が記録されたファイルに記録されている情報のうち、次に掲げるもの ［イ・ロ　略］ ハ　請求に係る情報量が三メガバイトを超えるもの ［五・六　略］ 2　［略］	（提供する情報の範囲） **第一条**　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ 四　地図、建物所在図、地図に準ずる図面及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十一条第一項に規定する図面が記録されたファイルに記録されている情報のうち、次に掲げるもの ［イ・ロ　同上］ ハ　請求に係る情報量が一メガバイトを超えるもの ［五・六　同上］ 2　［同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年七月三日から施行する。